

## 静岡県富士山寄附金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承等のためにいただく富士山寄附金（以下「寄附金」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 寄附金は、富士山の環境保全、富士山に係る情報提供、富士山の登山者の安全対策その他の富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承等に関する事業に要する経費に充てることを目的とする。

(対象者)

第3条 対象者は、富士山保全協力金の対象者以外の者とする。

(実施方法)

第4条 次のいずれかの方法により、寄附金の申出を受け付ける。

- (1) インターネットへの登録
- (2) コンビニエンスストアのマルチメディア端末への登録
- (3) 県への申出書の送付
- (4) 県が実施するイベントブース等での受付係員への申出

2 次のいずれかの方法により、寄附金を受納する。

- (1) 前項第1号により申出があった場合は、現金、クレジットカード決済、バーコード決済又は電子マネー決済により受納する。
- (2) 前項第2号により申出があった場合は、現金、クレジットカード決済、バーコード決済又は電子マネー決済により受納する。
- (3) 前項第3号により申出があった場合は、県発行の納付書による金融機関への振込みにより受納する。
- (4) 前項第4号により申出があった場合は、現金、クレジットカード決済、バーコード決済又は電子マネー決済により受納する。

(金額)

第5条 寄附金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号については、1人当たり1,000円を基本とする。
- (2) 前条第1項第3号については、任意とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、寄附金の実施について必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。